

KSK湘南ふくしネットワーク

オンブズマン(新聞) 広報51号

編集責任者：NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本直也
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話090-4937-4904 定価30円
ホームページ：<http://www.npo-snet.com> eメール：info@npo-snet.com



「オンブズマン」を利用してきて～事業所の立場から～

福祉サービスにオンブズマンが必要だと、広く認識されるにいたった背景には、2000年の介護保険制度に始まる、「措置から契約へ」の流れがある。施設の職員など契約により、お金をもらって福祉サービスを提供する側と、生活が困難な状況におかれているために福祉サービスを利用する側では、力関係に差があり、利用者は不利な状況におかれる。それを埋めるために、自分だけでは施設側に意見や思いを伝えることがむずかしい場合もある利用者の代弁をし、本人の望む環境や生活を創ることを支えること。それがオンブズマンの大きな役割としてある。また、施設や事業所の努力だけでは、利用者の置かれている状況を変えることは困難な場合もあり、制度や行政の施策を変えていかなくてはならない問題もありえる。そう考えるとオンブズマンの役割はとても広く、大きい。簡単なものではないと思う。でも、その簡単でないことをやってくれる人がいないと困る。

オンブズマンを利用するのは、利用者だから、ほんとうは利用する立場にある人達がオンブズマンの活動について評価するべきだと思う。何がよいのか、オンブズマンがいることで何が変わるのか、それを一番に実感するのは当然ながら、利用者だ。しかし、福祉サービスを提供する側としても、オンブズマンは欠かせないと感じてきた。

権利擁護を考える場合、それを大きく2つの局面に分けてみる。ひとつは、言わば消極面のことで、利用者の権利を侵害しない、虐待などはしない、ということ。もうひとつは、積極的に、利用者の願い、希望を実現する、ということ。事業者としては、このうち権利侵害を起こ

さないための役割としてオンブズマンはとても重要だと考えられる。第三者の立場としてオンブズマンが入ることにより、風とおしの良さが生まれ、権利侵害や虐待を未然に防ぐことに通じる。この点で、オンブズマンの果たす役割は大きい。しかし、この虐待防止や、苦情解決は例えば第三者委員として制度化されていることでもあり、オンブズマンは屋上屋を重ねる形になってもある。これに対して利用者の権利擁護の積極面のことを、希望実現とすれば、それは誰が担っているのだろう。福祉の目的は、支援を必要とする人の希望の実現にあるのだから、全てのサービスがそのためにすでにある、といえるのかもしれない。しかし、実際はどうだろう。利用者本人が生活全体に対する希望を表現し、伝えることはたやすいことではない。利用者は利用者の分に甘んじること。それが暗黙の了解のようにある。それを越えた希望は、実現困難な何か贅沢な要求として受け取られる。

湘南ふくしネットワークオンブズマンの活動が支えてきたのは、利用者の苦情をききとるだけでなく、本人が抱く願いや希望を聴きとり、実現に向けていく働きだと思う。事業所の職員が、ついそれは無理だと思うことでも、本人の希望の実現の立場に立つこと。それは現実のなかで多くのストレスを生むことでもあるのだが、私たちは、オンブズマンの指摘に、時には苦い思いをしても、聞き取らねばならない声をきく。そんな声を届けてくれる貴重な存在であると思う。その関係をつくっていくことが、Sネットオンブズマンが目指してきた「協働型」のあり方だと思う。

(翔の会 松永徹)





成年後見制度が変わる?!

「成年後見制度って、報酬を払って利用しているのに、
本人が持っているお金を自由に使えなくなってしまっただけ?
何のための支援かよくわからない!」こんな風を感じる方はいませんか?

今、高齢者や障がい者の成年後見制度のさまざまな課題が指摘されています。
これらの課題を解決するために平成28年5月、成年後見制度利用促進法が施行されました。
その理念は次の通りです。

- ① **ノーマライゼーション** (成年後見を利用する人も基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられる)
- ② **自己決定権の尊重** (本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重される)
- ③ **身上の保護の重視** (「監護」ではなく「保護」を使用。財産管理のみならず身上の保護が適切に行われる)
- ④ **成年後見制度の利用の促進** (利用ニーズの把握と市民後見人の育成推進)
- ⑤ **その利用に関する体制の整備** (家庭裁判所、関係行政機関、民間団体の役割分担による体制整備)

そして、その基本方針はこれです。

- ① **3類型が適切に選択されるための方策検討** (保佐・補助類型の利用促進)
- ② **権利制限(欠格条項)の見直し** (後見類型によって生じる制限が設けられている制度の検討・見直し)
- ③ **医療・介護等を受ける際の意思決定を考える** (後見人等の事務範囲を含め検討し必要な措置を講じる)
- ④ **亡くなった後の事務ができるようにする** (後見人等の事務範囲を含め検討し必要な措置を講じる)
- ⑤ **任意後見制度の積極的な活用** (成年後見制度の利用状況を検証し、利用促進の措置を講じる)



- ⑥ **需要に応じた利用の促進** (需要の把握、必要な情報の提供、相談の実施、市町村長による後見開始、保佐または補助請求の積極的な活用を行う)
- ⑦ **人材確保** (市民後見人研修の機会の確保等、支援の充実を図るために必要な措置を講じる)
- ⑧ **法人後見を実施している機関や成年後見支援センター等が活用されるためのしくみを整備する**
- ⑨ **体制の充実・強化** (家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備等)
- ⑩ **関係機関の緊密な連携を確保し、制度利用に関する指針の策定を行う。また年1回、成年後見制度利用促進に関する施策の実施を公表する。**

また、この法律に基づく国の基本計画(平成29年度~新元号3年度施行)では、以下の3つを重要な課題として位置付けています。

- ① **今の成年後見制度は、利用者がメリットを感じにくいため、メリットを実感できるような制度・運用の改善を行う。**
(意思決定支援・身上監護の充実、保佐・補助類型の利用促進、後見人の交替、診断書の在り方検討 等)
 - ② **利用者・後見人を支えるチームや専門家も参加して見守る協議会、全体のコーディネートやしきりを行うセンター等の「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築する。**
(制度が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談、チームによる支援体制づくり、①に資する支援体制構築 等)
 - ③ **制度の不正防止の徹底と利用しやすさとの調和** (信託制度に並立・代替する新たな取り組み 等)
- この中では特に②の「地域連携ネットワーク」が注目されています。



このネットワークには、ご本人をとりまく身近な人たち(チーム)に、協議会として色々な専門家が関わってくる可能性があります。特に今回意識されているのは、「司法」と「福祉」の連携です。



今まで敷居の高かった分野とのつながりを取りやすいよう、最高裁の方から各家庭裁判所にむけて、要望があれば地域に積極的に出向くよう促してくれるようです。そして、このネットワークには、整備・運営の中核となる機関が必要となります。国はこの中核機関を、市町村が責任を持って管理するよう求めています。

地域連携ネットワークやその中核機関が担うべき具体的な機能は以下の5つです。

- ① **広報機能**：制度を広く周知し、支援者側への研修も行う。
- ② **相談機能**：弁護士会や社会福祉士会等から質の高い情報を取り入れ、後見ニーズの精査を行う。また、見守り体制の調整等を行う。
- ③ **利用促進機能**：後見人が支援体制を組むための地域情報を集約して家裁に提言することや、専門家にどうやってつないでいくか・チームでどう支援すべきか・日常生活支援事業からどの段階で成年後見に移行すればよいか等の見極め・マッチングを行う。
- ④ **不正防止効果**：移行型任意後見契約における不適切事例の発見 等

今後、国の基本計画を勘案して市町村はそれぞれ市町村計画を策定し、成年後見を実施する機関の設立に係る支援や、成年後見制度利用促進のための審議会を設置することが求められます。努力義務ではありますが、こうした取り組みをするかしないかによって、その市町村の成年後見制度に対する熱意が量られることとなります。

その他、医療同意や欠格条項の問題、社会福祉法人の公益的取り組みとしての後見人受任の是非、後見報酬を福祉サービスとして個別給付にできないか?といった、様々な考え方が成年後見制度を取り巻いています。まだまだ課題山積の制度ですが、多くの人たちの努力で高齢者や障がい者にとって使いやすい制度に近づきつつあるようです。

また国の基本計画の重点項目として、身上監護等と共に、**高齢・障がい当事者の「意思決定支援」**がクローズアップされています。社会保障審議会障害者部会で平成27年12月に取りまとめられた報告書に基づきガイドラインが作成されましたが、その中で「意思決定支援」については以下のように定義づけられています。



『意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。』

当法人では、設立当初から「徹底的に(高齢・障害)当事者側に立ちきる」ということを大切にしています。その理念は、「私たちは、その人自身が決めたこと、考えたこと、訴えたことを尊重し、秘密を守り、最善の利益のために活動します」というオンブズマン宣言として、明記されています。

今回の成年後見制度の新しい展開は、そうした当法人の理念により近い内容となっています。今後ますます目が離せない成年後見制度ですが、しっかりと見守っていきたいと思います。





エンパワ・サロン



～障がいのある人たちの居場所～

この2月で8回目を迎えるエンパワ・サロン。
はじめはなかなか参加者が集まらず苦戦しましたが、今では何人もの人が集まって、ワイワイガヤガヤ、毎回楽しいひとときを過ごしています。
会場も当法人事務所に移してからは、アットホームな雰囲気となりました。

1月20日のサロンには男性1名、女性3名、それにスタッフ5名で、それぞれ自己紹介した後は、日頃感じている事や誰かに聞いてもらいたい事を、思い思いに語っていただきました。趣味や食事や飼っているペットのお話…。

印象的だったのは、はじめ暗い表情で「今日は朝からずっとアクシデント続きで気が滅入ってたんですが、ここに来たら気が晴れるんじゃないかと思って!」と言っていたAさん。ご本人の予想通り、帰る頃はスッキリ笑顔に戻っていました。



2月17日のサロンは男性2人とスタッフ3人、そして飛び入りの市民1人で、社会問題や災害時の経験など、男性ならではの幅広い話題で盛り上がりました。一人暮らしをどう考えるかの問いかけに、「両親が心配だから同居します」といった優しい気持ちが垣間見えたり、「初日の出を見に行きました!」というご報告から、皆でそれぞれの元日体験を話し合ったり、あっという間の1時間半は、とても豊かなひとときとなりました。

**障がいのある人とそうでない人が対等な関係でおしゃべりできる場。
きっとそこから、「自分らしさ」が生まれるのだと思います。**

エンパワ・サロンは、小さな「権利擁護」の取り組みです。

皆さんもどうぞ覗いてみてくださいね。

今後のエンパワ・サロン予定：4/21(土) 14:30～16:00

会場：湘南ふくしネットワークオンブズマン事務所 参加費：100円(茶菓子代)

※ご参加ご希望の方は、事前に090-8478-1925【上杉】までご連絡ください。

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。
賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員会費
- ・個人 年額 ー□ 1,000円 (ー□以上)
- ・法人 年額 ー□ 5,000円 (ー□以上)

◇ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号：00210-9-75496

口座名義人：NPO法人 Sネットオンブズマン



※広報51号は、第三種郵便物の関係上、発行日が4月5日になっておりますが、2017年度の発行物です。

